

**令和3年度
座間市自動証明写真機設置
一般競争入札（条件付）案内書**

**令和3年7月
座間市総務部財産管理課**

令和3年度

座間市自動証明写真機設置

一般競争入札（条件付）案内書

座間市自動証明写真機設置に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この一般競争入札（条件付）案内書（以下「案内書」という。）によるものとします。

設置場所、設置台数、設置条件等がありますので、入札に参加を希望される方は、本案内書を熟読いただき、現地の状況を御確認の上、入札金額の検討をしてください。

なお、現地確認を行う際は、事前に次の問合せ先に御連絡ください。

問合せ先 〒252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

総務部財産管理課財産管理係

電話番号：046（252）7801

FAX 番号：046（255）3550

メール：kanzaika@city.zama.kanagawa.jp

※ 設置する機器としての範囲

本案内書の対象は、証明写真を撮影及び販売をする機能を備えた自動証明写真機及び附帯設備（以下「自動証明写真機」という。）とします。

【1 設置場所】

入札番号	設置施設及び所在地	証明写真機の寸法制限 (幅×奥行×高さ)	販売品目	台数	許可等及び契約の形態	設置期間
1	座間市役所庁舎1階 指定場所 座間市緑ヶ丘一丁目 1番1号 ※別紙、座間市役所 1階平面図参照	1,100mm×1,700mm× 2,200mm以内	証明 写真	1台	行政財産 の貸付け	3 年

※ 設置する自動証明写真機の面積が、指定する設置面積に満たない場合においても、指定した設置面積（1,100mm×1,700mm=1.87㎡）を貸付けの対象とします。

【2 日 程】

日程は、次のとおりです。また、入札及び開札の場所、時間等の詳細は、後述のとおりです。

- (1) 案内書の配布 令和3年7月2日（金）から同月9日（金）まで
- (2) 参加申込み受付
令和3年7月2日（金）から同月9日（金）まで
※午前8時30分から午後4時まで（日曜及び土曜日を除く。）
競争参加資格確認通知の送付 令和3年7月21日（水）まで
- (3) 質問期限 令和3年7月27日（火）午後4時まで
- (4) 入札及び開札の場所及び日時 座間市役所3階3-1会議室 令和3年8月3日（火）午前10時から
- (5) 行政財産貸付承認申請書の提出期限 令和3年8月13日（金）まで
- (6) 自動証明写真機の設置 令和3年10月1日（金）

【3 入札参加資格】

- (1) 次に掲げる全ての事項に該当している個人又は法人は、入札に参加することができる。
 - ① 自動証明写真機の設置業務（自ら管理し、及び運営するものに限る。）について、入札公告の日から過去2年間に国又は地方公共団体との間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする業務を元請として複数回受注し、及び満了していること。
 - ② 入札公告の日から落札決定までの間、市から指名停止措置を受けていないこと。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225条）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - ④ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
 - ⑤ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (2) 前号の規定にかかわらず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号（その事実があった後2年を経過していない者を含む。）に該当する者は入札に参加することができない。

【4 自動証明写真機の設置条件】

- (1) 設置の形態及び設置できる期間

設置の形態については、地方自治法（昭和22年法律第67号）238条の4第2項第4号の規定に基づく「行政財産の貸付け」となります。

貸付期間は、令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年間とし、貸付期間の更新は認めないものとします。

(2) 貸付料

- ① 入札条件に指定する入札金額は、設置する自動証明写真機の1年間の貸付料をもとにした貸付期間内の合計額で、消費税相当額を加算しない金額とします。
- ② 貸付料は、一般競争入札による落札額に、消費税相当額を加算した金額とし、同額を貸付契約書に明記するものとします。
- ③ 貸付料の納入期限については、令和3年9月15日までに6か月相当分、令和4年度及び令和5年度は当該年度の4月中旬までに12か月相当分、令和6年は当該年度4月中旬までに6か月相当分を、それぞれ一括で納入していただきます。

(3) 貸付料の不還付

既に徴収した貸付料は還付しません。ただし、設置事業者の責めによらない理由による場合その他正当な理由があると認めるときは、全部又は一部を還付することができるものとします。

(4) 施設の整備

自動証明写真機の使用に要する設備の整備及び使用に際して市庁舎の設備改修が必要となる場合の工事費用は、設置事業者が負担するものとします。

(5) 販売品目

証明写真

(6) 外観

外観には市マスコットキャラクター「ざまりん」を使用したラッピングを施すものとします。

(7) ユニバーサルデザイン対応

ユニバーサルデザイン対応機種を設置するものとします。

(8) その他

仕様書のとおり

【5 入札参加申込み（競争参加資格確認申請）の受付】

(1) 申込み方法

指定した期間内において、次の提出先に必要書類を持参してください。郵送やFAXによる受付は行いません。

提出先 座間市総務部財産管理課財産管理係（座間市役所4階）
（所在地）座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

(2) 提出書類（各1部） ※申込日付を記入の上御提出ください。

- ① 入札参加申込書（競争参加資格確認申請書）（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
法人の場合 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
個人の場合 住民票の写し
- ④ 国税及び地方税の滞納がないことの証明書
国、都道府県及び市区町村が発行する納税証明書（滞納がない証明）
※いずれも発行日から3か月以内、最新年分のものに限る。
- ⑤ 入札公告の日から過去2年間に国又は地方公共団体との間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする業務を元請として複数回受注し、及び満了していることを証明する書類（任意様式）
- ⑥ 法人の場合、役員名簿一覧（氏名・住所・生年月日の記載のあるもの）

【6 競争参加資格確認通知】

提出された書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とし、指定した送付期限までに入札参加資格確認結果通知書（様式3）を郵送します。

【7 質問】

質問は、指定した期限内において、所定の質問回答書（様式4）により受け付けます。郵送、FAX、メール又は持参のいずれかで期限までに提出してください。

受付後、おおむね1週間を目途に、入札参加資格を有する入札参加申込書（様式1）に記載された全ての担当者に、質問者を伏せてメール又はFAXで回答します。

【8 入札保証金】

免除

【9 入札金額】

入札金額は、1年分の貸付料をもとに、貸付期間内の合計額を算出し、消費税を加算しない金額を記入してください。

【10 入札】

入札日時 令和3年8月3日（火）午前10時

場所 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市役所3階 3-1会議室

※入札開始時刻に遅れると入札に参加できません。

※入札参加者以外は入札会場への入室はできません。また、会場に入室できるのは1社（者）1名です。

- (1) 入札は入札書（様式5）を使用します。入札書を封筒に入れ封印をし、件名並びに入札者の住所及び氏名（法人にあつては所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記してください。（14ページのラベルを切り取って、これに記入し、封筒に貼り付けてください。）
- (2) 入札書にはボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印の上、入札箱に投函してください。代理人の方が入札される場合、委任状（様式6）が必要となります。鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペン等は使用できません。
- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合は、その箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんので御注意ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - ① 入札参加申込書及び誓約書を提出していない者の入札
 - ② 入札参加者の資格を有しない者の入札
 - ③ 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
 - ④ 入札に際し、談合等による不正行為があった入札
 - ⑤ 同一事項の入札に対し、2通以上の入札をしたもの
 - ⑥ 入札書の入札金額、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、入札押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの
 - ⑦ 入札書の内容の表示を訂正したもの
 - ⑧ 入札書の内容が予定価格（非公開）に達しないもの
 - ⑨ 虚偽の事実を記載した者の入札
 - ⑩ 担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (7) 入札対象物件に対し、市が設定する予定価格（非公開）以上の額で、かつ、最高の価格で入札を行った者を設置事業者に決定します。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、直ちに、くじにより決定します。
- (8) 入札者が1者の場合も入札を実施します。
- (9) 入札結果については、落札者名、落札金額及び入札参加者数を市ホームページ等で公表します。

【11 入札の中止】

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札期日を延期することがあります。

【12 申請書類の提出、契約の締結】

落札者には、次の書類を期限までに提出していただきます。

(1) 申請書類

- ① 行政財産貸付承認申請書
- ② 設置場所の図面及び求積図（自動証明写真機の配置を明記）
- ③ 設置する自動証明写真機のカatalog

(2) 提出期限

令和3年8月13日（金）

申請書に対して、市が行政財産貸付承認決定通知書を交付した上で、別紙契約書（様式7）により、契約を締結するものとします。また、契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

【13 契約保証金】

免除

【14 設置事業者の都合による契約解除】

設置事業者の都合により契約の解除をする場合は、解除する3か月以上前に契約解除申出書（様式8）を提出してください。この場合の解除は、契約した全ての物件を対象とし、一部の物件の解除はできません。また、このことにより、次の事項を課すこととします。

- (1) 支払済みの貸付料の返還は受けられない。
- (2) 契約を解除した当該年度及び翌年度に実施する自動証明写真機の一般競争入札には参加できない。
- (3) 解除日が3月31日以外で、次年度の貸付料が発生する場合において、次年度の貸付期間に1年未満の端数があるときは、月割又は日割により算定した貸付料を納付しなければならない。

様式 1

入札参加申込書
(競争参加資格確認申請書)

令和 年 月 日

(宛先) 座間市長

住所又は所在地
申込者 商号又は名称
職名及び氏名 ⑩

「令和 3 年度座間市自動証明写真機設置」に係る一般競争入札（条件付）に参加したいので、入札参加を申し込みます。

入札番号	自動証明写真機 設置台数
1	1

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

メールアドレス

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 座間市長

住所又は所在地

申込者 商号又は名称

職名及び氏名

座間市が行う「令和3年度座間市自動証明写真機設置」に係る一般競争入札（条件付）の参加を申し込むに当たり、次の事項について、誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について意義の申立てを行いません。

1 現在、入札参加資格の要件を満たしています。

2 個人の場合

暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行うものではありません。また、上記内容を確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行うものではありません。なお、代表者及び代表者以外に記載した者について、個人情報提供及び神奈川県警察本部への照会について本人の同意を得ております。

3 設置場所の状況、入札案内書の内容等全て承知の上、申し込みます。

入札参加資格確認結果通知書

様

座間市長 佐藤 弥斗

令和 年 月 日付けで申請のあった一般競争入札（条件付）参加資格について、次のとおり確認しましたので通知します。

入札日時	令和 年 月 日（ ）午前・午後 時
件 名	
入札参加資格の有無	
入札参加資格が無いと認めた理由	

- (注) 1 この通知書(写し)を入札執行の際に必ず持参してください。
- 2 入札参加資格が無いと通知された方は、その理由について説明を求められます。この説明を求める場合は、令和 年 月 日までに財産管理課にその旨を記載した書類を持参し、提出してください。

様式 4

質 問 回 答 書

令和 年 月 日

(宛先) 座間市長

住所又は所在地

質問者 商号又は名称

職名及び氏名

次のとおり質問します。

件名	令和3年度座間市自動証明写真機設置
質 問 事 項	

令和 年 月 日

次のとおり回答します。

回 答

入 札 書

令和 年 月 日

(宛先) 座間市長

住所又は所在地

入札者 商号又は名称

職名及び氏名

⑧

入札金額		億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	壺	
											円

入札番号	自動証明写真機 設置台数
1	1

- (注意事項) 1 金額の数字はアラビア数字を使用し、頭に「金」又は「¥」を記入してください。
- 2 記載する金額は、1年分の貸付料をもとに、貸付期間内の合計額を算出し、消費税を加算しない金額を記入してください。

様式 6

委 任 状

(宛先) 座間市長

私は、(住所) (氏名) ⑩

を代理人と定め、次の事項を委任します。

委 任 事 項

- 1 「令和3年度座間市自動証明写真機設置」に係る一般競争入札(条件付)に関する一切の権限

上記委任のこと相違ありません。

令和 年 月 日

(住所又は所在地)

委任者(商号又は名称) ⑩

(職名及び氏名) ⑩

下の図に必要事項を記入の上、点線部分で切り取り、入札書を入れる封筒に添付してください。

入札番号 1	入札者の住所氏名 住所又は所在地..... 商号又は名称 職名及び氏名.....
--------------------------	---

様式 7

公有財産有償貸付契約書（案）
（令和 3 年度座間市自動証明写真機設置）

貸付人 座間市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）は、座間市行政財産貸付け要綱（平成 26 年座間市告示第 158 号）に基づき、次の条項により公有財産について有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第 2 条 貸付物件は、次のとおりとする。なお、寸法については仕様書に記載のとおりとする。

設置施設及び所在地	座間市役所庁舎 1 階 座間市緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号
貸付面積（㎡）	1.87 ㎡

（用途の指定）

第 3 条 乙は、貸付物件を、「自動証明写真機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙仕様書の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第 4 条 貸付期間は、令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までとする。

（貸付料）

第 5 条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

2 この契約締結後、消費税法等の改正等によって消費税等に変動が生じた場合において、甲は、この契約をなんら変更することなく、契約金額（又は契約単価）に相当額を加減して請求することができるものとする。

（貸付料の支払）

第 6 条 乙は、前条に定める貸付料を、次のとおり、甲の発行する納入通知書により一括で納入しなければならない。

納入期	納入金額	納入期限
第1回	円	令和3年9月15日
第2回	円	令和4年4月14日(予定)
第3回	円	令和5年4月14日(予定)
第4回	円	令和6年4月14日(予定)

(契約保証金)

第7条 契約保証金は免除する。

(維持保全義務)

第8条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第9条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て乙の負担とする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくは担保することができない。

(実地調査等)

第11条 甲は、貸付物件について随時使用状況及び販売状況を把握するため、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義があるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由なく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(甲による契約の解除)

第12条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が発行する手形若しくは小切手が不渡りになったとき、又は乙が銀行取引停止処分を受けたとき。

(3) 乙が、差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(4) 乙が、破産、特別精算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

(5) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

- (6) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (7) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、継続しがたい事態になったと甲が認めたとき。
- (8) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

2 甲は、国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙はこれによって生じた損失の補償を求めることができる。

(談合その他不正行為に係る解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号に該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項又は第2項、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第65条による審決を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (4) 乙が、公正取引委員会が乙に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあってはその役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (6) 乙（法人にあってはその役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 法人等（法人、団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が、その法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（乙の都合による契約の解除）

第15条 乙が、自らの都合により契約の解除を希望する場合は、これを希望する日の3か月以上前までに、契約解除申出書（様式8）を契約主管課に提出しなければならない。また、甲は、契約解除に当たって、乙に対して次の事項を課すこととする。

- (1) 乙が既に納付した貸付料は返還しない。
- (2) 乙は、契約解除した当該年度及びその翌年度に実施する自動証明写真機設置の一般競争入札（条件付）に参加できない。
- (3) 解除日が3月31日以外で、次年度の貸付料が発生する場合において、次年度の貸付期間に1年未満の端数があるときは、月割又は日割により算定した貸付料を納付しなければならない。

（原状回復）

第16条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき又は貸付契約が解除されたときは、甲の指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただ

し、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りではない。

(貸付料の返還)

第17条 甲は、第12条第2項の規定により、この契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(損害賠償等)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 天災・災害等が起きた際に、甲の責めによらない電力遮断等の有事により、契約に定める義務を履行できないとき、乙は損害があってもこれを甲に請求することができない。

(有益費の請求権の放棄)

第19条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき又は第14条から第16条までの規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費その他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に関して疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

貸付人(甲)	所在地	座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
	名称	座間市
	職名及び氏名	座間市長 佐藤 弥斗 ⑩
借受人(乙)	住所又は所在地	
	商号又は名称	
	職名及び氏名	⑩

様式 8

契 約 解 除 申 出 書

(宛先) 座間市長

令和 年 月 日

(住所又は所在地)

借受人 (商号又は名称) 印

(職名及び氏名) 印

公有財産有償貸付契約書 (令和 3 年度座間市自動証明写真機設置) について、次のとおり、契約解除の申出をします。

1 契約解除の理由

2 解除希望日

仕 様 書

座間市を甲とし、自動証明写真機設置事業者を乙とする。

機能、外観等の条件

- ① 省電力対応など環境に配慮したものであること。
- ② 硬貨（十円、五十円、百円及び五百円）及び千円紙幣並びに交通系電子マネーが使用できること。（交通系電子マネーの使用開始は、設置日からおおむね3か月以内とする。）
- ③ 写真サイズは、障害者手帳、特別永住者証明書の申請、旅券（パスポート）の発給申請、運転免許証の申請、個人番号カード交付申請等に使用する証明写真に対応すること。
- ④ 身体障がい者や高齢者、車いす利用者等の利用に配慮し、ユニバーサルデザインの自動証明写真機とすること。
- ⑤ 外国人の利用に配慮し、日本語の他英語を含む多言語対応とすること。
- ⑥ 甲のマスコットキャラクター「ごまりん」を使用したデザインのラッピングを施すこと。
ア デザインは甲と協議の上、決定すること。
イ ラッピングは自動証明写真機の両側面及び背面に施すこと。
- ⑦ 設置する自動証明写真機の寸法制限（幅×奥行×高さ）は、1,100mm×1,700mm×2,200mm以内とする。
- ⑧ トラブル等の対応用として、利用者が設置事業者へ直接電話連絡ができるよう、設置機の見えやすいところに利用者専用のトラブル等対応連絡先を表記すること。
- ⑨ 市がトラブル等の原因による自動証明写真機設置後の仕様変更の申し出をした場合は、設置事業者は甲と協議の上、対応すること。

設置・撤去等の条件

- ① 自動証明写真機の電気の使用量を計る子メーターを設置すること。
- ② 自動証明写真機の設置、撤去、原状回復及び移設に係る費用は全て乙が負担すること。
- ③ 甲が指示した個所から電源を取り、ケーブルカバー及びモールを適切に使用するなど安全及び美観に十分に配慮して配線すること。
- ④ 自動証明写真機の設置に当たっては、日本産業規格（J I S規格）に準拠した転倒防止措置等の安全対策を講ずるとともに、市庁舎の躯体に負担がかからないよう配慮すること。
- ⑤ 施工に当たっては、設置予定自動証明写真機等について甲と十分に協議し、施工後に甲の確認を受けること。

- ⑥ 自動証明写真機の消費電力等を記載した銘板を、当該自動証明写真機の正面等、容易に見える位置に貼付すること。
- ⑦ 貸付期間中に自動証明写真機の移設又は撤去の必要性が生じた場合は、速やかに甲の指示に従うこと。
- ⑧ 契約期間満了の日までに自動証明写真機を撤去すること。

電気使用料の徴収

- ① 自動証明写真機の運用に伴う電気使用料は乙が負担すること。
- ② 算定に当たっては、子メーターの数値に基づく当該期間の電気使用量に対し、甲が定める電気料単価を乗じて得た金額を電気使用料とし、甲が指定する方法により納付すること。

運用上の条件

- ① 利用件数及び売上金額等について、各月の件数・金額を報告書にまとめ、四半期ごと最終月の翌月15日までに報告すること。なお、甲は乙の承諾なく報告内容を公表することができない。
- ② 自動証明写真機の稼働時間をタイマー等で設定する際は、市庁舎の開庁時間に配慮すること。

【市庁舎の開庁時間】

平日（月曜日～金曜日 年末年始を除く。）	8時30分～17時15分
土曜開庁日（毎月の第2週及び第4週並びに3月から4月までの繁忙期）	8時30分～12時

- ③ 原則として、毎年1月第3土曜日に自家用工作物年次点検を実施するため、点検中は電力の供給は行われぬ。

維持管理責任

- ① 適宜消耗品を補充するとともに金銭管理など機器の維持管理を適切に行うこと。
- ② 定期的に運用上の安全面について確認すること。
- ③ 自動証明写真機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、乙の責任において速やかに対応すること。また、緊急時に対応可能な連絡先について、事前に甲に届け出ること。
- ④ 自動証明写真機の設置によって第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償をすること。

⑤ 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、当該自動証明写真機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

また、自動証明写真機が毀損、汚損又は紛失したときは、乙が速やかに復旧し、このことに係る全ての経費を負担すること。

その他

本仕様書に定めのない事項については、甲と乙の間で協議の上決定する。

参考情報

① マイナンバーカード等の令和2年度実績

マイナンバーカード交付枚数（申請窓口は外部団体）17,822件、身体障害者手帳申請326件、療育手帳申請180件、精神保健福祉手帳申請600件、下水道排水設備

工事責任技術者新規・更新申請計140件、特定者資格証明書交付申請（写真付）7件、統計調査員371件、統計指導員任命数102件。

② 電力量料金単価（令和2年12月から令和4年11月までの契約分。1kWh当たり。消費税込み）は、夏季15.30円、その他季14.10円。

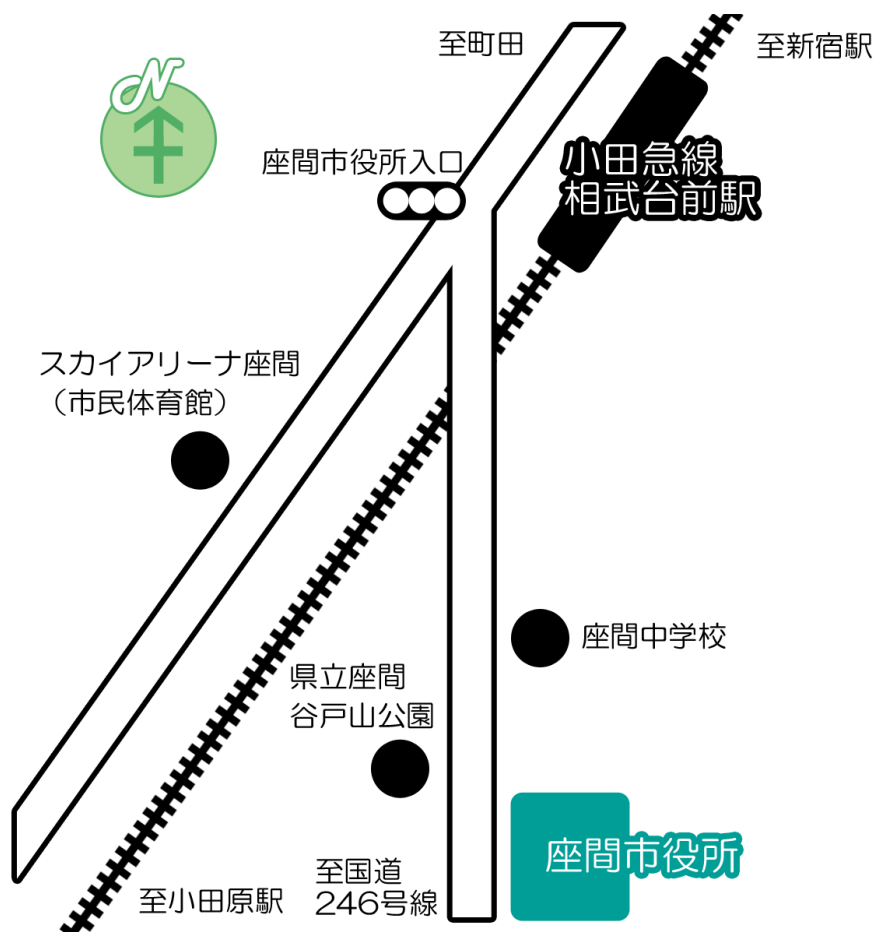
(参考) 施設概要

1 座間市役所

所在地 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

開庁日 ①月曜日～金曜日（祝・休日、12月29日～1月3日を除く。）
②毎月第2週及び第4週並びに3月から4月までの繁忙期の土曜日

開庁時間 ①8時30分～17時15分
②8時30分～12時



座間市役所 1階 平面図

